

株式会社 新希望

介護職員処遇改善加算概要

「介護職員処遇改善加算」、「特定処遇改善加算」とは、介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善を目的に設けられた制度です。

1) 介護職員処遇改善加算

全事業所 **加算Ⅰを算定**

介護職員に対して、人事考課や資格取得、業務貢献度などに応じて、業務手当・時給アップ、賞与を支給する。

キャリアパス要件について

要件Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の任用における職位、職責または職務内容等の要件を定めている ・職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている ・就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、介護職員に周知している
要件Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での介護技術研修、外部研修への参加 ・各種資格合格褒賞金の支給、実務者研修費用会社負担
要件Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・経験、資格等に応じて昇給する仕組み ・一定基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

職場環境要件について

入職促進 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質向上・キャリアアップ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員等によるマネジメント研修受講支援等
両立支援・多様な働き方	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックの実施
生産性向上のための業務改善取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

株式会社 新希望

介護職員等特定処遇改善加算概要

全事業所

加算Ⅱを算定

支給対象者

①	経験・技能のある介護職員	・介護福祉士資格取得者 ・勤続年数10年以上 ・リーダー、主任クラスの業務権限移譲者
②	その他の介護職員	・経験、技能のある介護職員以外の介護職員
③	介護職員以外のその他職員	・介護職員以外

賃金改善方法

- 1) 特定処遇改善加算手当として、毎月給与支給時に支給します
- 2) 支給対象者区分内（前記①～③）での一人当たりの賃金改善額は一律とせず、人事考課等を踏まえ決定します
- 3) 期間内に配分された総額の特定加算が、加算手当を差し引き、なお剰余が発生したときには一時金として支給します。